

確定申告のお知らせ

市民税・県民税申告の

平成30年分の所得税の確定申告、市民税・県民税の申告時期になりました。日時や必要書類を確認し、期限までに申告しましょう。申告手続きには『マイナンバーの記載』と『本人確認書類の提示』が必要です！

＜市民税・県民税申告書の提出および問い合わせ＞
伊奈庁舎税務課 ☎ 58-2111（内線 2305～2307）
住所 〒 300-2395 つくばみらい市福田 195 番地

注意 期限内に申告をしなかった場合、住宅借入金等特別控除、上場株式の譲渡所得および配当所得は市・県民税の課税に反映できません。

昨年からの変更点



- ★配偶者控除と配偶者特別控除が変更になります。
⇒このページの下部をご覧ください。
- ★自主申告コーナーを伊奈庁舎に開設します。
⇒本紙 18 ページ下部をご覧ください。
- ★番号札の配布時間と配布場所が変更になります。
⇒本紙 20 ページ上部をご覧ください。

公的年金を受給している方へ

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下であるときは、確定申告をする義務はありません。

ただし、年金から天引きになっていない社会保険料控除、生命保険料控除や扶養控除などを追加する場合や所得税の還付を受ける場合には、確定申告書または住民税申告書の提出が必要となります。

平成30年分の申告から配偶者控除と配偶者特別控除が変わります

変更点①配偶者控除…合計所得 1,000 万円超の人は適用がなくなります。

申告者の合計所得金額	平成30年分から		平成29年分まで	
	配偶者控除	老人配偶者控除	配偶者控除	老人配偶者控除
900万円以下	38万円	48万円	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円		
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円		
1,000万円超	0円	0円		

変更点②配偶者特別控除…対象となる配偶者の合計所得が 38 万円超 123 万円以下に拡大となりました。

対象となる配偶者の合計所得金額	平成30年分から	平成29年分まで
		38万円超 123万円以下

申告者の合計所得金額	配偶者特別控除の額	
	平成30年分から	平成29年分まで
900万円以下	3万円～38万円	3万円～38万円
900万円超 950万円以下	2万円～26万円	
950万円超 1,000万円以下	1万円～13万円	

平成29年分の確定申告書を提出した方には、申告用紙に代わって「確定申告のお知らせ」ハガキが届きます。

※収支内訳書等が必要な方は、1月末から市役所に用意してありますので、ご来庁ください。